

第 9 回農業委員会総会議事録

平成 3 0 年 9 月 6 日（木）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

- － 議 事 日 程 －
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 会 期 の 決 定
 - 3 報 告
 - 4 議 事

－ 本日の会議に付した事件 －

- 日程第1 議事録署名委員の指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 報告(報告第30号から第33号)
 日程第4 議事(議案第29号から第32号)

－ 委員及び出欠委員の氏名 －

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
 委員の現在数 25名

出 席 委 員 (21人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
6 番	城石 美枝子	7 番	砂原 仁志
8 番	前田 進	10 番	舟木 康眞
11 番	帯刀 眞理子	12 番	土合 正夫
13 番	山本 克伸	14 番	森 敏朗
16 番	宮下 勉	18 番	山谷 孝芳
19 番	佐伯 瑞穂	20 番	樋上 豊
21 番	明石 茂	22 番	堀 正
23 番	水上 幸雄	24 番	齊藤 高志
25 番	大垣 秀雄		

欠 席 委 員 (4名)

5 番	有沢 敏博	9 番	石庭 文男
15 番	進藤 久司	17 番	村上 利之

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第30号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
 報告第31号 農地法等第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告第 32 号 農地等第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について
報告第 33 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 30 号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について
議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 32 号 農地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 竹内 美樹
主 査 青木 克憲

局長補佐 堀 修二

射水市農林水産課

主 任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 5 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 9 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

－ 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 －

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「21 番 明石委員」「22 番 堀委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

－ 会 期 の 決 定 －

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

－ 報 告 －

議長(舟木会長)

次に、日程第3 報告事項に入ります。

－ (報告第30号の説明) －

議長(舟木会長)

報告第30号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

－ (報告第31号の説明) －

議長(舟木会長)

次に報告第31号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理に
ついて議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了解をお願いします。

— (報告第32号の説明) —

議長(舟木会長)

次に報告第32号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了解をお願いします。

— (報告第33号の説明) —

議長(舟木会長)

次に報告第33号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（舟木会長）

2 番の案件は受け手は決まっているのか。

事務局（堀）

今のところ決まっていない。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第 3 を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第 4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

－ （議案第 29 号説明・表決） －

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第 29 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の 7 ページをご覧ください。
今回は 1 件ございます。

【議案第 29 号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1 番については経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。
よって、議案第29号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

— (議案第30号説明・表決) —

議長(舟木会長)

次に、議案第30号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書8ページの議案第30号をご覧ください。
今月の農地法の許可に対する事業計画変更承認申請は1件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第30号を議案書をもとに朗読】

1番は転用目的変更による事業計画変更承認転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第 30 号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について変更承認相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第 30 号については、変更承認相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第 31 号説明・表決) —

議長(舟木会長)

次に、議案第 31 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書 9 ページの議案第 31 号をご覧ください。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 4 件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 31 号を議案書をもとに朗読】

1 番は店舗併用住宅、2 番は農家分家住宅、3 番は住宅敷地、4 番は資材置場、工事車両駐車場現場事務所敷地としての転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1 番については私より説明をします。

堀 委員

議案第 31 号の 1 番について説明します。

申請人は射水市内で自営業を営んでいます。

平成 13 年にいところが●●店を経営するため、農地転用及び開発許可を受けました。しかし資金不足になり、開店することなく今日(こんにち)に至りました。

この度、申請地で店舗併用住宅を建築するため再度申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

16番については宮下委員より説明をお願いします。

横山委員

議案第31号の2番について説明します。

申請人は●●市内のアパートで妻と子ども2人で暮らしています。

現在のアパートは子供の成長とともに手狭になっています。

そこで住宅建築の候補地を検討したところ、父所有の実家に隣接した農地を転用することで承諾を得られたため、今回転用申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

3番については横山委員より説明します。

横山委員

議案第31号の3番について説明します。

申請人は●●市内のアパートに妻と子供二人で暮らしています。

現在のアパートでは手狭なうえ、3人目の子どもが生まれることになり、住宅の建築を考えていたところ、実家にも近く、保育園、小学校にも近い申請地で住宅を建てることとしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

4番については大垣委員より説明します。

大垣委員

申請人は●●会社です。

橋下条地内で●●の建て替え工事が必要となり、それに伴い、資材置場、工事車両駐車場、現場事務所が必要となりました。

●●設置場所での申請は必要ありませんが、その他、敷地での農地の利用に関しては一時転用が必要となり今回申請するものであります。

今回の一時転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

なお、一時転用後は農地として復旧する予定です。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第31号について説明します。

1番については、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は店舗併用住宅であります。集落にも接続しており、規模、必要性からやむを得ないと判断します。

2番については、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は農家分家住宅であります。集落にも接続しており、規模、必要性からやむを得ないと判断します。

3番については、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は住宅敷地であります。集落にも接続しており、規模、必要性からやむを得ないと判断します。

4番については、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は●●立替工事に伴う資材置場、工事車両駐車場、現場事務所敷地(一時転用)であります。規模、必要性からやむを得ないと判断します。

議長(舟木会長)

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起る)

議長(舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第31号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第32号説明・表決) —

議長（舟木会長）

次に、議案第３２号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長（舟木会長）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（黒梅）

今月の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による案件は１議案３件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

事務局（黒梅）

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第３２号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第３２号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第９回総会を閉会します。

閉会時刻 午後３時３０分

その他報告事項

平成30年度農地利用状況調査について

* 11月総会での提出をお願いします。

次回開催場所と時刻について

- ・総会開催日 10月10日(水)午後2時から
射水市役所大島分庁舎大会議室

その他

- ・農家相談の手引き

議 長 舟木 康眞

署名委員 明石 茂

署名委員 堀 正

第九回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成三十年九月十日
至 平成三十年九月二十八日